

農業競争力強化農地整備事業実施要領

制定 平成30年 3月30日付け29農振第 2605 号
平成30年 3月30日付け29生畜第 1500 号
最終改正 令和 7年 4月 1日付け 6 農振第 3601 号
令和 7年 4月 1日付け 6 畜産第 2335 号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
㈱日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖縄振興開発金融公庫理事長

} 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省畜産局長

第 1 趣旨

本事業の実施に当たっての運用については、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業の内容

- 1 要綱第 2 の 1 の農地整備事業（以下「農地整備事業」という。）に係る運用は、別紙 1 によるものとする。
- 2 要綱第 2 の 2 の実施計画等策定事業（以下「実施計画等策定事業」という。）に係る運用は、別紙 2 によるものとする。
- 3 要綱第 2 の 3 の草地畜産基盤整備事業（以下「草地畜産基盤整備事業」という。）に係る運用は、別紙 3 によるものとする。
- 4 要綱第 2 の 4 の農村環境計画策定事業（以下「農村環境計画策定事業」という。）に係る運用は、別紙 4 によるものとする。
- 5 要綱第 2 の 5 の農業基盤整備促進事業（以下「農業基盤整備促進事業」という。）に係る運用は、別紙 5 によるものとする。

第 3 計画の作成

- 1 要綱第 5 の農業競争力強化基盤整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、別記様式により作成するものとする。
 - (1) 国営事業関連区分
 - (2) 農地集積促進区分

(3) 高付加価値化等促進区分

- 2 要綱第5の畜産基盤整備計画は、別紙3に定めるところにより作成するものとする。
- 3 要綱第5の農業基盤整備計画は、別紙5に定めるところにより作成するものとする。

第4 採択要件

第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 第3の1の(1)の国営事業関連区分により事業を実施する場合にあっては、当該事業が国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体的に事業を行うことで事業効果を高めるものであること。
- 2 第3の1の(2)の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、別紙1第6の1の(2)に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）の目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の別紙2に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合にあっては80パーセント以上、それ以外の場合にあっては50パーセント以上となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別紙1によるものとする。
- 3 第3の1の(3)の高付加価値化等促進区分により事業を実施する場合にあっては、高収益作物の導入・生産拡大、集落営農組織等の設立・法人化又は農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創出するものであること。
- 4 農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業を総合的に施行する場合にあっては、それぞれの事業の受益面積の重複がおおむね30パーセント以上であること。

第5 事業の審査

要綱第7の2の審査については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づく事業を実施する場合には、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがあること。
- 3 食料・農業・農村基本計画又は地域農業の方向に沿ったものであること。
- 4 農地の排水条件等に沿った整備であること。
- 5 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。

- 6 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 7 用水及び排水の計画基準が適正であること。
- 8 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
- 9 地域の環境との調和に配慮されていること。

第6 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに要綱第7に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。
 - (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
 - (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

第7 その他

- 1 第3及び別紙1から別紙5までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 2 別紙1の別表1の区分1の事業、別紙3の事業（第10の表の事業実施計画策定及び農機具等導入のうち牧場用機械施設整備を除く。）並びに別紙5の別表1の区分1の（1）から（6）までの事業及び区分2の（1）から（10）までの事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
- 3 2に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は2の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別紙 1 の第 3 の 3 の耕作放棄地型については、令和 2 年度以降の新規採択を行わないものとする。なお、令和元年度以前に採択され、令和 2 年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農村地域復興再生基盤整備総合整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、令和 3 年度以降も実施する必要がある地区については、要綱第 7 の申請及び採択が行われたものとみなす。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号、平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1500 号農村振興局長・畜産局長連名通知）別紙 1 の第 3 の 2（2）の規定により実施されている中山間地域型について、令和 3 年度以前に採択され、令和 4 年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。
- 3 令和 4 年度において、別紙 2 に規定する実施計画等策定事業を、別紙 2 第 5 の 1（2）に規定する中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業計画策定地域における地区において実施しようとする場合又は別紙 2 第 5 の 2 に規定する実施時期において換地等調整事業を実施しようとする場合、別紙 2 第 6 の 1 の事業採択申請書等の提出期限は、別紙 2 第 6 の 1 の規定にかかわらず、令和 4 年 10 月末日までとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 の改正規定は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別紙 1 の第 3 の 2（2）の規定により実施され

ている中山間地域型について、令和３年度以前に採択され、令和５年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

- 3 この通知による改正前の本要領別紙１の第２の３（５）及び別紙５の第９の３（１）のイに規定されている中心経営体については、令和７年３月３１日までの間、なお従前の例によることができるものとする。
- 4 この通知による改正後の本要領別紙２に規定する実施計画等策定事業を、別紙２第５の１（３）に規定するスマート農業に取り組む地区において実施しようとする場合又は別紙２第５の２に規定する実施時期において換地等調整事業を実施しようとする場合、別紙２第６の１の事業採択申請書等の提出期限は、別紙２第６の１の規定にかかわらず、令和５年１０月末日までとする。
- 5 この通知による改正後の本要領別紙５の定額単価については、令和５年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和４年度当初予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 農業競争力強化農地整備事業実施要領の一部改正について（令和３年４月１日付け２農振第３７１４号・２生畜第２３６５号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）による改正前の別紙１－１の第３の４の規定により実施されている中山間傾斜農地型について、令和２年度以前に採択され、令和３年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正後の第４の２、第５の３及び４、様式２並びに別紙１の第２の３、第５の１の（２）及び（３）、第５の２の（１）のイ及びウ、第５の４、第９の１の（２）、（８）及び（９）、別表２及び別表３並びに別記様式第７号の２の（４）については、令和６年度以降に本事業の実施に向けた計画策定に着手する地区（別紙２に定める実施計画等策定事業又はこれに類する事業を行う地区をいう。国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等の地区調査に着手する地区をいう。）又は令和９年度以降に採択する地区（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等を採択する地区をいう。）について適用し、その他の地区については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正後の別記様式並びに別紙１の第２の３、別記様式第３号及び別記様式第７号並びに別紙３の第５の１の（４）のオについて、令和６年度以前に要綱第７の申請が行われた地区については、なお従前の例によることができる。
- 3 この通知による改正後の別紙２の第５の１の（４）に規定する地区において、

実施計画策定事業又は経営体育成促進換地等調整事業の令和 7 年度採択を希望する場合、事業採択申請書等の提出期限は、別紙 2 第 6 の 1 の規定にかかわらず、令和 7 年 10 月末日までとする。

(別記様式)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画 (国営事業関連区分・農地集積促進区分・高付加価値化等促進区分)																																				
事 項	内 容																																			
1 地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：																																			
2 地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（前歴事業等）																																			
3 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等																																			
4 方針等 (区分に応じた取組方針等を記載)	(国営事業関連区分) ・関連する国営事業の整備状況 (農地集積促進区分) ・担い手への農地利用集積方針 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>担い手数</th><th>担い手の経営等農用地面積 (ha)</th><th>担い手農地利用集積率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業開始時</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>増加ポイント</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (高付加価値化等促進区分（地域雇用創出型）) ・営農展開方向 ※高収益作物の導入・生産拡大を行う場合は、導入・生産拡大予定の高収益作物（名称、面積等）を記載 ※集落営農組織等の設立（法人化）の場合は、設立（法人化）予定の集落営農組織の概要（組織の概要、法人化予定、構成員、組織図等） ・高付加価値化等に向けた取組方針 ※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載 ・雇用創出に向けた取組方針 ※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載） (高付加価値化等促進区分（地域活性化用地創出型）) ・用地創出の概要 <table border="1"><thead><tr><th>用地名</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>用途</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>面積(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ・創出する用地の位置（図面） ・創出した用地を活用した農業の高付加価値化等による地域活性化方策						担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)	事業開始時				基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時				増加ポイント				用地名					用途					面積(ha)				
	担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)																																	
事業開始時																																				
基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時																																				
増加ポイント																																				
用地名																																				
用途																																				
面積(ha)																																				
5 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画 <table border="1"><thead><tr><th>事業種</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>事業別面積(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					事業種						事業別面積(ha)						備考																		
事業種																																				
事業別面積(ha)																																				
備考																																				
6 営農、集積、高付加価値化等への支援体制	・支援体制図																																			